

(証券コード4042)
2015年6月4日

株 主 各 位

山口県周南市開成町4560番地

東ソー株式会社

取締役社長 宇田川 憲一

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2015年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2015年6月25日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、9頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当社は、株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

敬 具

記

1. 日 時 2015年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 山口県周南市清水一丁目10番28号
東ソークラブ 会議室

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第116期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告及び連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### （お知らせ）

当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト (<http://www.tosoh.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人の監査対象の一部となっております。

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、直ちにインターネットの当社ウェブサイト (<http://www.tosoh.co.jp>) に修正後の内容を掲載いたします。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約の締結対象者の拡大を当社において実施することで、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第2項及び第35条第2項の規定の一部変更のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、現行定款第27条第2項の規定の一部変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の責任免除)                                                                                                                                                                                                                                     | (取締役の責任免除)                                                                                                                                                                 |
| <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |
| (監査役の責任免除)                                                                                                                                                                                                                                     | (監査役の責任免除)                                                                                                                                                                 |
| <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>                          |

## 第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役13名全員が任期満了となります。

つきましては、新任候補者2名を含めた取締役11名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | うだ がわ けん いち<br>宇田川 憲 一<br>(1949年4月5日生)    | 1972年4月 当社入社<br>2001年6月 当社理事<br>2004年6月 当社取締役<br>2008年6月 当社常務取締役<br>2009年6月 当社取締役社長 現在に至る                                                                                            | 263,311株       |
| 2     | やま もと とし のり<br>山 本 寿 宣<br>(1955年6月21日生)   | 1979年4月 当社入社<br>2007年6月 当社理事<br>2009年6月 当社取締役<br>2011年6月 当社常務取締役 現在に至る<br>(現在 クロル・アルカリセクター長兼中国総代表兼購買・物流部長)<br>[重要な兼職の状況]<br>東曹(広州)化工有限公司董事長                                          | 67,683株        |
| 3     | い とう すけ ひろ<br>伊 東 祐 弘<br>(1955年6月19日生)    | 1979年4月 株式会社日本興業銀行入行<br>2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員<br>2009年4月 興和不動産株式会社常務執行役員<br>2009年7月 同社常務取締役・常務執行役員<br>2010年5月 同社参与<br>2010年6月 当社取締役<br>2012年6月 当社常務取締役 現在に至る<br>(現在 石油化学セクター長) | 18,282株        |
| 4     | うち くら まさ き<br>内 倉 昌 樹<br>(1954年8月6日生)     | 1982年4月 当社入社<br>2010年6月 当社理事<br>2011年6月 当社取締役 現在に至る<br>(現在 法務・特許部長)                                                                                                                  | 25,130株        |
| 5     | にし ざわ けいいちろう<br>西 澤 恵 一郎<br>(1956年2月28日生) | 1981年4月 当社入社<br>2009年6月 当社理事<br>2011年6月 当社取締役 現在に至る<br>(現在 研究企画部長)                                                                                                                   | 54,016株        |
| 6     | た しろ かつ し<br>田 代 克 志<br>(1956年9月2日生)      | 1981年4月 当社入社<br>2009年6月 当社理事<br>2013年6月 当社取締役 現在に至る<br>(現在 四日市事業所長)                                                                                                                  | 25,661株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7     | かわもと こうじ<br>河本浩爾<br>(1957年7月28日生)         | 1980年4月 当社入社<br>2010年6月 当社理事<br>2013年6月 当社取締役 現在に至る<br>(現在 経営管理室長兼IT戦略室長)                                                                                                                                                  | 32,263株        |
| 8     | やまだ まさゆき<br>山田正幸<br>(1959年1月7日生)          | 1985年4月 当社入社<br>2011年6月 当社理事<br>2013年6月 当社取締役 現在に至る<br>(現在 バイオサイエンス事業部長兼企画開発室長)                                                                                                                                            | 12,957株        |
| 9     | ※<br>むら しば のぶ あき<br>村重伸顕<br>(1959年3月31日生) | 1983年4月 当社入社<br>2010年6月 当社環境保安・品質保証部長<br>2011年6月 当社理事 現在に至る<br>(現在 南陽事業所副事業所長兼事業所長室長兼安全改革推進チーム・リーダー)                                                                                                                       | 17,526株        |
| 10    | むら た ひろ と<br>村田博人<br>(1948年4月24日生)        | 1972年4月 小野田セメント株式会社入社<br>2000年4月 太平洋セメント株式会社グループ経営推進部長<br>2002年6月 同社取締役<br>2004年4月 同社取締役執行役員<br>2006年6月 同社取締役常務執行役員<br>2010年6月 同社取締役専務執行役員<br>2012年4月 同社取締役<br>2012年6月 同社取締役退任<br>2012年6月 当社社外監査役<br>2014年6月 当社社外取締役 現在に至る | 5,254株         |
| 11    | ※<br>あべ つとむ<br>阿部 冨<br>(1945年6月24日生)      | 1969年7月 株式会社日本興業銀行入行<br>1997年6月 同行取締役営業第二部長<br>2002年4月 株式会社みずほ銀行専務取締役<br>2003年3月 同行代表取締役副頭取<br>2006年3月 同行代表取締役副頭取退任<br>2006年6月 興銀リース株式会社代表取締役副社長兼副社長執行役員<br>2007年4月 同社代表取締役社長兼CEO<br>2013年4月 同社取締役相談役 現在に至る                | 0株             |

(注) 1. 候補者山本寿宣氏は、東曹(広州)化工有限公司の董事長を兼務し、当社は同社と製品の販売及び債務の一部保証等の取引関係があります。

2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 候補者村田博人氏及び阿部冨氏は、社外取締役候補者であります。

4. 候補者村田博人氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておられますので、社外取締役候補者としております。

5. 候補者村田博人氏は、現在社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって1年であります。

6. 候補者阿部勗氏は、興銀リース株式会社の取締役相談役であり、当社は同社と物品のリース等の取引関係がありますが、取引規模は僅少であります。また同氏は、当社の主要な借入先のひとつである株式会社みずほ銀行の代表取締役副頭取を2006年3月に退任されてから9年が経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しております。
7. 候補者阿部勗氏は、金融・財務、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておりますので、社外取締役候補者としております。
8. 候補者村田博人氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ておりますが、同氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
9. 当社は、候補者阿部勗氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
10. 当社は、現在社外取締役である候補者村田博人氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、候補者阿部勗氏が取締役に就任された場合、社外取締役として、当社との間で同様の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となります。
11. ※印は、新任候補者であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田中伸二氏が任期満了となります。  
つきましては、監査役1名のご選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                       | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>井上英治<br>(1956年1月28日生) | 1980年4月 当社入社<br>2007年6月 当社理事<br>2010年6月 当社取締役<br>2013年6月 当社常務取締役 現在に至る<br>(現在 南陽事業所長) | 45,151株        |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 候補者が監査役に就任された場合は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、現在監査役である石川克美氏とともに、監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となります。  
3. ※印は、新任候補者であります。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役選任の効力が失効しますので、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであり、監査役石川克美氏及び第3号議案「監査役1名選任の件」が承認可決されることを条件に、井上英治氏の補欠の監査役として田中伸二氏を、また社外監査役寺本哲也氏及び尾崎恒康氏の補欠の社外監査役として長尾謙太氏をご選任いただくことをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | ※<br>田中伸二<br>(1946年10月11日生) | 1970年4月 当社入社<br>2002年6月 当社理事<br>2006年6月 当社取締役<br>2009年6月 当社取締役退任<br>2009年6月 東ソー物流株式会社専務取締役<br>2011年6月 同社専務取締役退任<br>2011年6月 当社常勤監査役 現在に至る                                                                                                      | 29,707株        |
| 2     | ※<br>長尾謙太<br>(1958年12月25日生) | 1986年10月 監査法人中央会計事務所入社<br>1990年8月 公認会計士登録<br>1995年12月 中央監査法人退社<br>1997年7月 税理士登録<br>2011年8月 税理士法人グローイング代表社員 現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社オービック社外監査役<br>川研ファインケミカル株式会社監査役<br>株式会社ランドビジネス社外監査役<br>株式会社ウィズ監査役<br>エノテカ株式会社社外監査役<br>株式会社クロスカンパニー社外監査役 | 0株             |

- (注) 1. 両候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 候補者長尾謙太氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 候補者長尾謙太氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しておられますので、補欠の社外監査役候補者としております。  
4. 候補者田中伸二氏が監査役に就任された場合は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。また、候補者長尾謙太氏が監査役に就任された場合は、社外監査役として、当社との間で同様の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となります。  
5. ※印は、新任候補者であります。

以上

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 当社議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2)議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2015年6月25日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3)なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面により重複して議決権行使をされた場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4)インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (5)議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- (3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1)画面のドット数が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2)次のアプリケーションをインストールしていること。
  - ア. ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
  - イ. PDFファイルブラウザとして

Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0 以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

※機関投資家の皆様へ

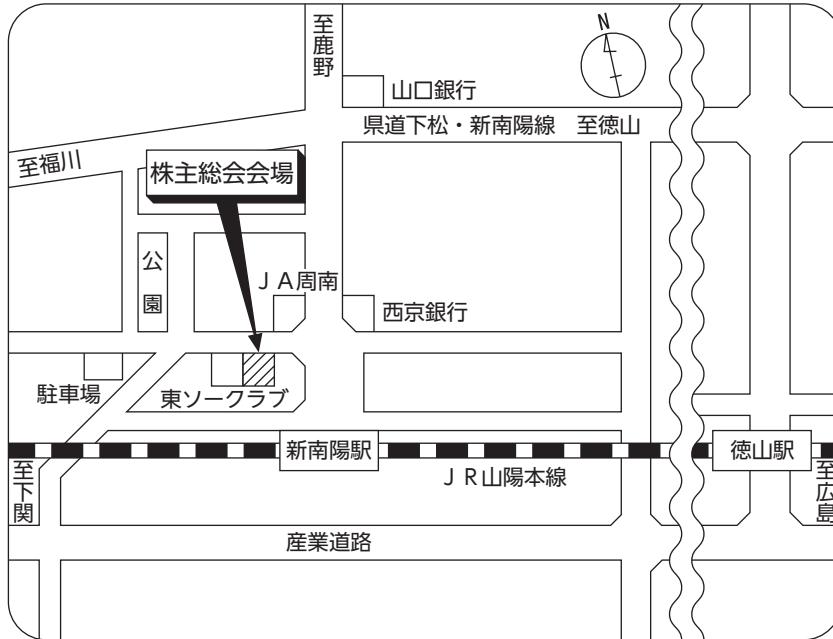
機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会会場ご案内図

会場……山口県周南市清水一丁目10番28号

東ソークラブ 会議室

電話 (0834) 63-9999



最寄駅 J R新南陽駅……徒歩約2分

J R徳山駅……タクシー約15分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。